

政治資金と個人情報保護

情報公開クリアリングハウス理事 奥津 茂樹

自 民党の裏金問題に端を発した政治資金法「改正」が山場を迎えている。裏金のツールになった政治資金パーティーの透明性をどう確保するのか？不正が明らかになった場合、連座制導入を含めた政治家の法的責任をどこまで追及できるのか？政党から政治家個人に支出され、もう一つの裏金になり得る政策活動費の透明化をどのように図るのか？そして、パーティーと政策活動費については、禁止・廃止すべきか否か？も問われた。国会の会期というスケジュール優先で、ぐずぐずの茶番劇が続いた。

不断の監視と批判

茶番劇は観客を飽きさせる方向で作用する。しかし、私たち市民は観客ではないけないし、その顛末を監視しなければならない。

政治資金規正法第1条は「政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにする」ことで、「民主政治の健全な発達に寄与する」ことを目的に掲げている。市民は観客ではなく、能動的に政治に「参与」する主体でなければならない。これを可能にするのが、ありとあらゆる政治資金の流れを透明化することである。この点で今回の「改正」案は多少の前進があったと評価する意見もある。

一つは政治資金パーティーだ。従来までパーティー券の購入金額が20

万円超の場合は購入者の氏名、住所等が収支報告書に記載・公開されてきた。これを10万円超とした自民党案に対して、公明党と日本維新の会が異を唱えて、5万円超に修正された。

なお、5万円超という記載・公開基準は、個人による寄付の場合と同じである。正確には年間5万円超で、税制上の優遇措置を受けようとする者は、金額の多寡にかかわらず記載・公開される。

そもそも政治資金パーティーは、政治資金の流れをよどませた主犯である。そして、裏金問題という大規模な不正事件の温床になった。こうした経緯を考えると、野党が主張するように、政治資金パーティーの禁止こそが、政治資金法「改正」の最低ラインだったはずだ。

一方、政策活動費については、年

間の上限を定め、使途については項目と年月のみを「公開」するという。領収証の「公開」は10年後である。まさに噴飯の「改正」だった。これだけ大きな政治不信を招きながら、不透明さを際立たせるような対策しか打ち出せないことに絶句した。そこに見えるのは、大きな資金と権限を維持し続けたいという政治家の保身である。「国民の不断の監視と批判」を可能にする透明性の向上という視点は無い。やはり、政治の自浄能力に期待することは難しいのかもしれない。

オンライン提出の義務化

ただ、今回の「改正」には透明化の推進につながり得る内容も含まれている。それは、懸案だった収支報告書のオンライン提出が義務化されることだ。

これについては、本連載239回でも取り上げたことがある。今から3年前の記事だが「国会議員関係の政治団体で利用したのは、この2年間1%ほどにとどまっている」という報道を紹介した。

最近も「総務省が所管する706の国会議員関係政治団体のうち、22

年分の収支報告書をオンライン提出したのは1割以下。現状では紙の提出が圧倒的に多い」（東京新聞24年6月14日）と報道された。政府が丸となってDX化に取り組んできたはずが、この体たらくだ。

オンライン提出は10年に努力義務とされたが、以上のような低迷が続いた。そこで、今回の「改正」によって、27年からオンライン提出が義務づけられるという。

しかし、これによって政治資金の透明化が進むわけではない。それが、PDFファイルでの公開に留まるならば、「議員」ごとの名寄せや寄付者名などをキーワード検索できる機能はなく、政治資金の流れがチェックしやすくなるわけではない」と同紙は指摘する。

もちろんPDFファイルからデータを抽出し、利活用できるように整備することも可能だ。「政治資金収支報告書を20年間分以上データベース化し、政治家や寄付者、団体名や収入推移を検索できるアプリを東京のIT企業が開発した」という報道もある（西日本新聞24年5月24日）。しかし、そうした工数をかけるよりも、政治資金情報を検索が容易なデータとして共有できないだろうか。

か。情報技術の進歩はめざましく、オープンデータやビッグデータとしての利活用が進むことで、政治資金に関わる多様な課題の発見や分析が容易になるからだ。

上記のIT企業のサイト「政治権造可視化ツール ポリテイクスグラム」やYouTubeの紹介動画を見ると、「データデモクラシー」という未来像の一つを実感できる。

寄付者の住所と氏名

オンライン提出ではなく、政治資金に関わるデータベース化をゴールとすべきだ。ただ、その議論の中で大きな難題がクローズアップされた。それは、政治資金を寄付した個人の情報をどこまで公開できるかという新たな課題である。

従来までの収支報告書は、個人の寄付のページに、寄付者の氏名、住所、職業と寄付の金額、年月日を記載・公開してきた。各都道府県がPDFで提供する収支報告書を見ると確認できる。これが「当たり前」だったので、私も違和感を覚えなかった。

ところが、今回の「改正」議論の中で、個人寄付者の情報の扱いが話

題になったという。オンライン提出やPDF公開でも、その先にあるデータベース化でも、寄付者の個人情報が一様に公開され、編集・加工が容易になる。個人情報保護上の問題はないかという指摘である。

確かに、上記のような寄付者に関わる情報は「特定個人が識別され得る情報」で、情報公開制度では公開できない情報の一つだ。また、個人情報保護法における「要配慮情報」にも該当し得るため、取り扱いに慎重さが不可欠である。

ちなみに、自治体の解釈・運用の中で「支持政党」を「要配慮情報」とする例もある。特定の政治家や政治団体に寄付した事実は、これに重なる面がある。それを収支報告書は公開してきた。

情報公開と個人情報保護との対立は、制度草創期からあるジレンマだ。それが今回の「改正」議論の中で再浮上した。今後、記載と公開とが切り分けられ、寄付者の「住所」は市区町村までの公開にとどまる。

今後も議論の継続を

ただ、これだけ一件落着きとは言えない。個人寄付者の住所が必要とな

もあるからだ。たとえば、他陣営の街頭演説を妨害した疑いで、政治団体の代表者等が逮捕された。この団体に寄付した個人を取り上げた報道もあつた（朝日新聞24年5月17日）。こうしたメディアによる取材・報道と真相解明が困難になる。

一方で、収支報告書のデータベース化は、特定個人のプロフィールリングを可能にする。それが犯罪に悪用される恐れもある。たとえば多額の寄付の事実から資産家であることが推認される。その住所の特定は危うく、迷惑・危害への忌避感が政治参加への萎縮効果を生み出し得る。

ただ、政治家や政治団体に対する寄付は、完全に私的な行為とは言えない。寄付を通じて政治への影響力を行使したいのならば、事実の公表に伴う周囲の反応は受忍すべきであろう。さらに税の優遇措置を受けるならば、これに対する説明責任を果たさなければならない。

しかし……と私の中の堂々巡りはまだまだ続く。ネットやSNSの発展により、情報公開による影響が多様で複雑になった。政治資金の透明化をどのように進めていくのか。今回の「改正」をきっかけに、今後も議論を継続していきたい。